

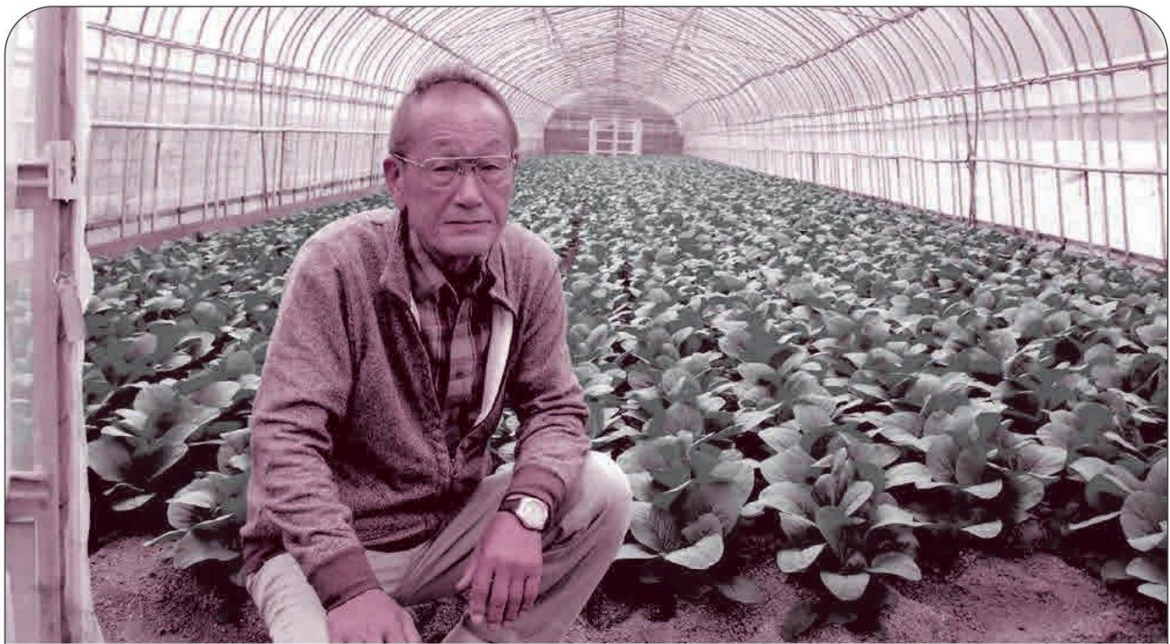
広島市 農業委員会だより

令和3年冬号(40号)

発行:広島市農業委員会 ☎(082)568-7755

〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号(東区役所内)

人との出会いから農業へ～山口英二さん(安佐北区可部東)～

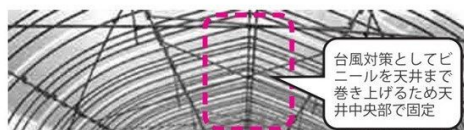


山口英二さん(70歳)が営農を開始されたのは40年ほど前です。入院していた病室の窓から農作業風景を見て就農を思い立ち、当時全く農業知識がない中で、多くの人から農地を借り、農業の師とも仰ぐ友人が作られた、小売店との契約栽培グループに参加されたそうです。その後、立ち退きを機に現在の就農地に6,000㎡の土地を取得され、真砂土を入れ、毎年大量の半熟牛糞とパーク系堆肥を投入しながら土づくりに励み、10年以上をかけて、おいしい野菜の育つ畑を作り上げられました。現在は、長女夫婦も加わり、コマツナ、ホウレンソウなどを栽培しておられます。

「失敗し苦しむことで上手に作れるようになる。」と話す山口さん。平成3年の台風19号でハウスが全壊したときは、一人で25mmパイプのハウスを再建され、その後の台風接近の際には、ビニールの両端を巻き上げて風を通し、骨組みを守られています(右下写真参照)。また、50頭のサルに1,500本のキュウリを食べられたときは、周囲に2mの金網、その上にさらに電線を張り巡らし、サル、イノシシ、シカからの被害を克服されました。

これまで農業を続けてこられたのは、「毎日野菜の顔を見て小さな変化に気づくことが大事」など、多くの助言をしてくれた友人のお陰だと、山口さんの口からは繰り返し、感謝の気持ちが語られました。お二人の交友の深さが忍ばれました。

(取材:沖田 光春 委員)



新年のごあいさつ



会長 福島 幸治

皆様、あけましておめでとうございます。

日頃より、農業委員会の活動に対し、ご理解、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、経済状況の悪化だけでなく、私たちの生活に深刻な影響を及ぼしており、一刻も早い終息が望まれます。一方、こうした不安定な社会情勢の中で、改めて生活の基本である食の大切さに目が向けられるとともに、それを支える農業への関心も高まりつつあるように思えます。

農業者の高齢化の進展や後継者不足を背景とした耕作放棄地の増大をはじめ、本市の農業を取り巻く状況は、依然として厳しいものですが、こうした社会経済状況や人々の意識の変化を踏まえ、農業委員、農地利用最適化推進委員が、農地の価値を再認識し、その有効な利用に向け一丸となって取り組んでいく必要があると感じております。

今後とも、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、皆様方のご健康とご多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。



「令和3年度広島市農政に関する意見書」を広島市長へ提出しました

農業委員会では、令和2年10月28日、福島会長ほか7名の農業委員・農地利用最適化推進委員が、松井市長に農業委員会等に関する法律に基づき「令和3年度広島市農政に関する意見書」を提出しました。

また、同日、山田広島市議会議長に対して、支援要請も行いました。この意見書は、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する施策について、具体的な意見を提出するもので、その内容は次のとおりです。



1 農地の利活用に向けた多様な担い手の育成について

- (1) 農村部から都市部に至る市域内に多様な農地を有している本市の状況を踏まえ、その立地条件などに応じた農地の利活用を進める多様な担い手の育成・確保に取り組むこと。
- (2) 多様な農地の利活用に向けた施策の着実な推進のため、市の専門職員を育成するための効果的な研修やJAほか関係機関・団体などとの密接な連携による推進体制の強化に取り組むこと。

2 都市農業の振興について

- (1) 市街地の農地を守り、都市農業の振興に寄与する生産緑地制度について、農業者への周知に努め、普及を図ること。
- (2) 農地の多様な機能に着目し、生産緑地指定後の農地が新鮮な農産物の供給だけでなく、農業体験の場、良好な景観の形成などの機能を発揮できるよう、農家が取り組みやすい制度の運用にすること。

3 多様な農地利用に必要な条件整備に資する施策の強化について

- (1) 営農の継続に深刻な影響を与える有害鳥獣被害への対策は急務であることから、頭数の減少など確実な効果につながるような取組を行うこと。
- (2) 小規模農地整備事業や耕作放棄地再生・利用事業など、遊休農地の解消や農地の適正な利用の推進に効果のある施策の拡充を検討するとともに、取組事例の周知等により事業の普及促進を図ること。

農地賃借料情報

過去1年間に契約・公告された農地の賃借料について、下表のとおり情報提供します。

なお、この賃借料は、あくまでも目安ですので、実際の賃借料を決める際は、当事者でよく話し合いのうえ決めてください。

令和2年1月から令和2年12月までに契約(公告)された賃貸借における賃借料水準(10アール当たりの年額)

区 域	区 分	平均額	最高額	最低額	データ数
広島市全域	田 基盤整備地域	8,600円	13,800円	4,300円	20
	田 未整備地域	12,200円	17,100円	4,300円	187
	畑 全地域	9,200円	19,000円	4,500円	56

生産緑地に指定されました

令和2年12月に、下表のとおり32地区、約5.8ヘクタールが生産緑地として指定されました。次回の申出受付は令和3年4月頃の予定ですので、随時下記お問い合わせ先にご相談ください。

区	指定地区	面 積	区	指定地区	面 積
東 区	7 地区	約 1.2ヘクタール	安 佐 北 区	1 地区	約 0.8ヘクタール
西 区	1 地区	約 0.2ヘクタール	安 芸 区	2 地区	約 0.4ヘクタール
安 佐 南 区	2 0 地区	約 3.0ヘクタール	佐 伯 区	1 地区	約 0.1ヘクタール

生産緑地に指定されると

- (1)農地として管理することが義務付けられます。
- (2)原則、建築物の建築、宅地の造成などの行為はできません。
ただし、次に掲げる施設で生活環境の悪化をもたらす恐れのないものについては、市長の許可を受けた後、建築確認等の手続きを経て、建築を行うことができます。
○農産物の生産出荷施設○農業生産資材の貯蔵保管施設○農産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設○農業従事者の休憩施設○農産物の加工所、直売所○農家レストランなど
- (3)「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく農地貸借が可能になります。
これにより、契約期間経過後に農地が返ってくる賃貸が容易となり、また、農地を貸し付けても相続税納税猶予が適用されます。
- (4)農地に係る相続税の納税猶予に関する営農期間の条件が、20年から終身に変更されます。
- (5)固定資産税・都市計画税の評価手法が市街化調整区域内の農地(一般農地)と同様の評価手法になります。(税負担の軽減)

お問い合わせ先

制 度 に 関 し て	広島市農政課	☎(082) 504-2247
	安佐南区農林課	☎(082) 831-4950
	安佐北区農林課	☎(082) 819-3932
	安芸区農林課	☎(082) 821-4946
	佐伯区農林課	☎(082) 943-9767

申 出 に 関 し て	広島市農業協同組合営農経済部営農振興課
	☎(082) 870-5893
	安芸農業協同組合営農経済部営農指導販売課 ☎(082) 820-8112

やむを得ず、農業に伴うごみを焼却する際は、周辺的生活環境に十分配慮してください。

廃棄物処理法により、屋外でのごみの焼却は、原則として禁止されています。

禁止の例外として、農業を営むためにやむを得ない稲わら等の焼却(廃ビニール等の焼却は含まれません)が挙げられていますが、周辺住民から苦情があるなど、生活環境への影響が軽微でないものは、例外には当たらないとされています。

このため、稲わら等についてはできるだけ、すき込み等による有効利用を図るとともに、やむを得ず焼却せざるを得ない場合は、煙やにおいなどによる周辺住民の生活環境への影響が最小限となるよう、焼却する量や風向き、時間帯などに十分配慮してください。

また、火災とまぎらわしい煙や火炎を発するおそれのある行為を行う場合は、火災予防条例により、所轄の消防署への事前の届出が必要です。なお、本届出は、消防隊の現場活動等に影響があるため、行為者があらかじめ消防署に届け出る必要があるもので、当該行為の許可が与えられるものではありません。

interview ～農地を農地として引き継ぐ大切さを胸に、農地利用を推進～

農地利用最適化推進委員の取組 上口勝磨さん（安佐北区小河原町）

平成28年に農地利用最適化推進委員になられた上口勝磨さん。推進委員になる前は、自宅周辺の農地以外にはほとんど関心がなかったそうです。農地パトロールを始めた当初は、不審者扱いされたこともあったそうですが、車に「農地パトロール」のステッカーを貼り、毎月1回は農地を見て回ることで、徐々に地域の方々の信頼が得られ、「今では『農地パトロール』の軽トラを見かけた方から、農業の相談を受けることもある。」と語られます。



上口さんは推進委員としての活動を開始した当初、担当する小河原町、狩留家町、上深川町で、少子高齢化による空き家の増加に伴い遊休農地が拡大していることに、強い衝撃を受けたそうです。このため、農地を山にしたい、きれいな農地を守りたい、との思いで、遊休農地の地主さんとの面談や、地域外の地主さんへの管理依頼などを重ね、最近では、草刈りなどの協力も増えるなど、地域の農地への意識が変わってきていると感じています。

また、「スローライフで夢づくり」新規就農者研修の修了生に地域の農地をあっせんするなど、新規就農の促進にも取り組んでおり、「農業がしたい」という地域の若者に、「ひろしま活力農業」経営者育成研修事業を紹介したこともあります。担当地区には就農適地がなかったため、他町に就農したその若者から、「農業は楽しいです。」という言葉とともに、就農後初めて収穫したコマツナを贈られたときの感動は、今でも忘れられないそうです。新規就農者の将来を思い、経営の困りごとなどの話し合いの場を持ち、地域のコミュニケーションを大切にしながら活動に打ち込まれる姿からは、農地を守りたいとの熱い思いと、地域の将来への希望が感じられました。

平成30年7月の豪雨による農地の被災により、地域の遊休農地が拡大していることに、上口さんは心を痛めています。早期の復旧を願うとともに、今後とも一層、遊休農地の解消や新規参入の促進に努めていきたいとの思いを新たにされています。



災害現場

農業委員会では農地利用の最適化を推進するために農地を巡回し、利用状況等の調査を行っています。

調査へのご理解とご協力をお願いします。

1 農地利用状況調査

農業委員会では、毎年農地法第30条に基づき農地の利用状況についての調査を実施しています。

2 農地利用意向調査

農地法第32条に基づき、遊休農地の所有者に対して、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか（市街化区域以外）、誰かに貸し付けるか等の意向を調査します。

農業者年金に加入しましょう！

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はどなたでも加入できます。

- ・保険料の額は月額2万円～6万7千円（千円単位）で自由に設定できます。
- ・社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税等の優遇があります。

みんなで読もう！全国農業新聞

農政・経済の動向、全国の優良営農事例等が多く掲載され、農業経営に役立つ読みやすい新聞です。（月4回発行 購読料1か月700円）



～お問い合わせは、農業委員会事務局まで（☎082）568－7755）～